

(3)

軍司 沢 文 〔一部省略〕

女王陛下の名の下に

バタビヤ臨時軍法会議軍検察官は、年齢60歳、長崎生まれ、職業ホテルオーナーで現在バタビヤのストライスヴェイク収容所に拘留されている青地賢雄に対し、

同人が1946年9月28日付けで臨時軍法会議に以下の事情で付託されていたことに鑑み、

即ち、同人は1943年9月から1945年9月までの戦時中のある時期、日本の民間人のために設立された「サクラクラブ」のために直接的又は間接的に憲兵の力をかり婦女子に売春を強要し、クラブ内に拘束し、自由を束縛したことにより、官報1946年、45年の戦争犯罪刑法第4条及び第5条の罪状にあたる犯罪を犯したこと、

1946年10月11日付けの公示、召喚の執行により、10月21日午前9時、被告が臨時軍法会議場に召喚されたことに鑑み、

軍検察官が青地賢雄を「強制売春」の罪で、15年の刑を宣告する旨読み上げ臨時軍法会議に提出したことにして置く。

審議の過程で被告に対し明らかにされた資料に鑑み、

被告及び弁護人により弁護のために提出されたものに鑑み、

被告が審議で述べたことを検討し、即ち、被告が日本人であること、1920年以来バタビヤに居住し、後半はホテルオーナーとして働き、1941年11月30日一度帰国し、1942年6月政府の命により再びバタビヤにもどり、

スカモト市長及びその秘書コタニの命により、バタビヤ市内ノールドウェイクス地区で「あけぼの」レストランを開設し、

「あけぼの」は一般に開放されたレストランで、夜11時までウェイトレスが働いており、これらの女性は来客と対応に入る義務はなく、11時以後自由であり、

「あけぼの」では、市から紹介された、リース・ペアホルスト及びモーレンカンプそしてボビー・エクハルトらと面識を得たが、

ボビー・エクハルトとリース・ペアホルストは當時喧嘩が絶えないため、前者を解雇し、その後にリース・

ペアホルストをあてたこと。

1943年4月以降はリース・ペアホルストと同居し、1943年9月2日軍政幹部の命により、バタビヤのホーニングに売春宿を開業、これは二度にわたる命令に抵抗の後行ったものであること。

ホーニングの建物が売春宿に改装され、日本人民間に開放されたレストラン「ザクラバー」もつくられたこと。

リース・ペアホルストは被告と売春宿の開設と営業にたずわったこと。

リース・ペアホルストは売春婦を集めましたが、被告はこの施設の長として、任務を果たしていたこと。

被告は経理、軍政幹部との接触、補給に主に専心し、

1943年9月10日に20人の売春婦と共に開業し、1945年9月頃、日本軍の降伏まで続けたこと。

最年少では、17歳からはじまる売春婦はその仕事の内容を充分に知られ、本人の自由意志においてのみ採用され、自己の判断のもとにいつでもやめることができたこと。

婦人は毎月一定の給与と、客の支払いの一部を得て、その中から住居費等を払っていたこと。

婦人は更に定期に健康診断を受けていたこと。

被告及びリース・ペアホルストは売春婦に対し、彼らの利益のためを考え、出来るかぎり多くの客をとるように勧めたが、被告は1晩につき一定の金額を支払うことを定めたことはなく、またリース・ペアホルストがそのようなことをしていたことを知らなかったこと。

売春婦の中のものは、既に経験があるもの、バタビヤ出身のものなど色々いて、例えば、チデン収容所の1人のオランダ女性やセマラン、バンドン、ジョシア、サラティが出身の収容者ではない婦人などがいたこと。

被告はリース・ペアホルストや他の助手とかわるがわるバタビヤ郊外へ行き「ザクラクラブ」で働く売春婦を裏めしたこと。

売春婦の採用に際しては、日本企業を監督し、2~3か月毎に見回りに来る憲兵にその氏名を告げていること。

被告自身は、一度として「ザクラクラブ」で売春婦として働くよう婦人に對し、脅迫したり、暴力を振るったことはなく、あるいは婦人がやめたいときにおしとどめたりしたことはなく、リース・ペアホルストや他の部下がそのようなことをしたことは承知していなかったこと。

また被告は、憲兵は特に賄与を求める限り応対しないし、まして従業員にこたえることなどないので、憲兵が費涙するようなことがあったとは考えられないこと。

また時に売春婦を打つことはあったが、それは内部の喧嘩や禁じられているボーカイグレンドを持った時で、売春を強要するためではなかったこと。

証言した証人の中の次の者は主として、以下のとおり証言した。即ち、

1 カタリーナ・フォデヘルは

1944年5月6日から9月頃まで「サクラクラブ」で売春婦として働いた。同人はリース・ペアホルストの勧めに従い自由意志で仕事を受けた。
同人がやめたいとリース・ペアホルストに二回申し出たところ、憲兵のおどかしの下のことられた。
同人が「サクラクラブ」を逃げ出した時、憲兵につかり、憲兵詰め所の独房に1週間とじこめられた後、釈放された。
その時憲兵は同人に、二度と「サクラクラブ」で働いてはならないと言った。

2 ウィルヘルミナ・ヨハナ・ピック=ヘンドリックス

1943年8月、チデン収容所にいた同人はリース・ペアホルストの勧めにより「サクラクラブ」のウェイトレスとして、収容所の他の女性とともに働きはじめた。
リース・ペアホルストによれば二種類の仕事があり、Aはウェイトレス、Bは売春婦であった。
同人は3歳の病弱児の栄養剤を得るためにウェイトレスとして働いた。
同人は他のチデン収容所の女性とともにクラブの側に家を与えられた。
同人は第二夜から客をとるよう強要された。
これら全ての婦人は反対したが、リース・ペアホルストは憲兵のおどしをかりて強要した。憲兵がおそろしく、同人と仲間は降参した。
リース・ペアホルストは常に憲兵をつれておどかしていた。
マアリー・ペーターズとヨビーといわれる二人の女性は憲兵に処罰されたが、「サクラクラブ」に働く者の一般的見方では、それはリース・ペアホルストの仕業であるとのことだった。

3 キオダテ・ヘルミナ・エドムンダ・マヨール=クラマー

1943年8月／9月から44年5月までか、正しくは1945年まで「サクラクラブ」で売春婦として働いた。
そこで自分で応募し、青地により雇われた。
最初の2週間前やることを希望したが、リース・ペアホルストにより「ここからは逃げられない、収容所に入れると思うな。」と言われ拒否された。
証人は、当時「サクラクラブ」での仕事がおもしろくなかったので、収容所に入ることを希望していた。

4 フランク・カロリーネ・フェルスケーリト・フィン・デル・クレイ

1944年4月から12月まで「サクラクラブ」で売春婦として働いた。
間人は自己の自由意志から来たが、客は1人だけとの約束で来たが、次第にどの客にも応対を強要され
こととなった。

そこでは日本人の青地がトップでその下にリース・ペアホルストがいた。

間人はそこで働く14歳と15歳の少女をかばい、リースと大喧嘩をしたが、リースの差しがねで青地
とリースの母により他の人の前でたたかれた。

「サクラクラブ」では当初、営業、バーそして売春の三部に分かれていた。

女たちはウェイトレスかバーで働くために雇われたが、結局はいつも売春することになった。

これらの女たちの中には人生につき何も分からない14~16歳の少女もいた。

女たちはやめたいと言うと憲兵を連れたリース・ペアホルストにおどされ、外にボーイフレンドをつく
ると憲兵に思いしらされた。

「サクラクラブ」では婦人たちは、外に宿をめぐらした一軒の家に住むよう義務付けられた。

5 マチルド・コロネリア・ラーデマーカー=デ・ブラウン

1943年9月28日からクラブの閉鎖まで売春婦として働いた。

間人は全く本人の意志から応募した。

2か月後にやめたいと言ったが、リース・ペアホルストは憲兵がつかまえると言ってとどめた。

1か月後再び仕事がきついと言ってやめたいと言った。

婦人们は、少なくとも1晩50ギルダー稼がなければならなかったが、それは少なくとも3人に
客をうることを意味した。

「サクラクラブ」のボスは日本人青地であった。

6 エリザベス・アルナシング・シンヘルフマスハイム

1943年の始めから1945年春まで、「リクラクラブ」で売春婦として働いた。右は本人の自由意
志として行った。日本人青地とアドルフ・ヒンクのトップであった。

私は、主婦に少なくとも3人の客をたり、少なくとも50ギルダーを稼がなければならぬ程度仕事が
きいていた。1945年春の中頃から人の女性と逃げようとした。

証人と他の5人はやめたいと申し出たところ、リース・ペアホルストは憲兵が出て来るだろうと言っておじとめた。青地は女たちと係わることはほとんどなく、証人にとり問題はなかった。

7 ルイース・ハンセン

1943年9月から1944年5月頃まで「サクラクラブ」で売春婦として働いた。本人の自由意志でこの仕事を行った。

しかし、やめたいと言った時、青地とリース・ペアホルストにより数回にわたり憲兵からおどされ、また外にボーイフレンドを作った時にも憲兵におどされた。

8 パオリーン・ハンセン

1943年9月から1944年5月まで「サクラクラブ」で売春婦として働いた。本人の自由意志でこれを行った。リース・ペアホルストは女たちが外にボーイフレンドを作ると憲兵を使っておどし、リース・ペアホルストとヴィリー・バイスは泥酔の日本人客をとるよう強要した。証人はかかわりたくないかったので仕事をやめたいと申し出なかったが、他の女たちは憲兵におどされ、リース・ペアホルストからやめることを拒絶されていた。

9 マリア・ベータース=クールツ

1943年7月、バタビヤのティデン収容所に収容されていた時、ペアホルストとバイスが防れ、レス・トランと売春宿からなり、日本人青地がトップである「サクラクラブ」で働かないかと勧説した。

証人は子供のためにお金が必要であったことと、バイスが売春で働かなくてもよいと言ったのを信用したため、同窓人のキント夫人とともに「サクラクラブ」で働き始めた。

1943年10月クラブが開業した時、仕事がなく、はじめにバーで、しかし2~3日後には、日本人相手の売春婦になるよう求められた。

本来、強要されものではなかったが、ダイクもしくはフォフトという婦人が激しく打たれた時、証人は拒絶できなくなった。「サクラクラブ」に来てまもなくペアホルストにやめたいと申し出た時これを青地に告げた様子だった。

見知らぬ日本人が何故やめたいかと質問したが、その後は何も起こらなかった。

1944年1月くり返しやめたいとペアホルストに申し入れたところ、同月17日、政治情報局に連行され、女たちの逃亡を企てたとして、1日間拘留され、その後クロゴルに連行された。ペア・ホルストは憲兵のおどしを使って女たちに1晩につき2人に客をとるよう命じた。

1943年8月デ・ホーホとペータースとともにティデン収容所から日本人貴地が代表となっている
「サクラレストラン」に働きに出た。

証人は前述の二人の婦人とともにペアホルスト及びバイスの両人から事實を知らされた。即ち、
仕事は日本人相手の親密な関係に係わるものである。しかし両人によればそれを拒否することも出来ると
いうものであった。

しかし、最初の夜から証人と友人は最初は拒否したが日本人の客をとることになり、少なくとも1晩に
2人客をとった。

数日後再び拒否したところ、ペアホルストと東兵のおどしを受けた。

ペアホルストは証人に「少なくとも1晩に2人客をとるきまりとなった。」と述べた。

11 エリザベス・ヘシナ・ヨハナ・デ・フリース=ラーン
1944年2月から3か月「サクラクラブ」の売春婦の看護婦として働いた。証人によれば女たちは
ほとんどが貴地やリース・ペアホルストに借金（前借りの）があるため、そこを出ることが困難であっ
た。

「サクラクラブ」では、女たちは12歳の少女や14歳の少女も働いていた。

12 マチルド・ヘリッヂ・ファン・デ・ハイデン 1929年6月13日生まれ
母とセマランに住んでいた証人はペアホルストとラップに連れられてバタビヤに行き、ペアホルストの
下でレストランで働くことになった。初めは感じなかったが、ペアホルストが政治情報局に証人とともに
行った時、拒否するば郊外に連れ出されるとおどされた。

証人は他の女たちとともにバタビヤへ連れられ、2人1組で住み込まれた。

当初レストランで日本人客の相手をしたが、まもなくペアホルストから客と寝るよう圧力がかけられた。

女たちは1度に少なくとも2人の日本人を客としてとらねばならず、逃亡したり、他の仕事を探したりす
ると東兵におどされた。

証人が3ヶ月拘禁になり、その後の1945年4月にセマランの自宅に帰る許可を得た。セマランに去る
時ペアホルストは証人に正確な年齢を尋ねてはならず、17歳と言うようにと告げた。

13 インリコット・マギルデ・エイスベルト・ブーゲンク・ファン・デル・ハイデン
1944年1月が4月頃ペアホルストとラップがスマランを訪れ、証人の娘（1929年生まれの証人に）
のためにバタビヤのレストランの仕事を斡旋した。

証人は初めは気付かなかったが、ペアホルストはもし娘を出さなければ、政治情報局が地方に追放するとおどしたので、レストランだけで働くこと、他の目的に使わぬことで了承した。

娘が数日後戻って来た時、娘が証人に売春をしていることを述べた。

14 アレキサンドリーネ・エリーゼ・ペア・ホディン
1944年4月頃、住んでいたセマランでペアホルストとラップに知り合った。

ペアホルストは証人にバタビヤのレストランで働くのか尋ね、ラップはもしバタビヤに行かなければ警察につかり、地方に追放されると言った。おどかされ恐ろしくなりバタビヤに行くことを了承。他の女たちと1944年4月26日にバタビヤに向かった。

最初の夜、レストランで女たちが日本人といいるのを見て恐ろしくなった。

ペアホルストは女たちに、外に出て日本人にかこわれることになれば、憲兵に捕まり打ちのめされ、地方に追放されると述べた。

以上の証人全てが被告に関して証言したことから、以下のことが明らかになることに鑑み、即ち、

被告は戦時中の時期に、日本人として、日本人民間人のために「サクラクラブ」を設立したこと、

このクラブに属するレストランと売春宿及びこれに係る全ての業務は日本人のインシティップの下に、完全に日本の指揮と監督の下にあったこと、

レストランで働いたり、売春宿で働く女たちは、被告自身が個人的にあるいはクラブのリーダーとしの彼の名の下に彼の助手、なかんづく、彼と生活しているリース・ペアホルストにより集められたこと、

また、更に被告の否認にもかかわらず、証人により以下のことが明かになったことに鑑み、即ち、

売春をさせられている女たちは、クラブ内のしきられた場所で寝起きし、自由に出ることは出来なかったこと、

多くの女たちが、一度「サクラクラブ」に入ると売春をやめたいと申し出ても憲兵におどかされ、恐怖からそのまま本人の意志に反し仕事を続けたこと、

日本占領下での生活では、憲兵との接触という概念が自由束縛や虐待と同意語もしくはそれ以上ひどいものとして見なされることはまったく当然のことであり、事実、証人カトリーナ・フォデーゼル、ヴィルヘルミニア・ヨハナ・ビック・ヘンドリックスそしてマリヤ・ベーグークールツにより明らかにされたように、脅迫は幻

想ではなかったという事実から女たちが強要されて本人に意志に反して「サクラクラブ」の日本人客の相手をし
続けたことは充分に納得のいくものであることを配慮し、

調査によれば、脅迫は主として被告自身ではなく、リース・ペアホルストによって行われたが、「サクラクラブ」が日本企業であったこと、被告自身の申し出によれば憲兵の監督下にあったこと、更に被告がクラブのリードであり、代表であり、また被告によれば憲兵は被告のニニシャティブに基づく場合のみ、売春婦の苦情を扱い、出動したこと、加えてリース・ペアホルストは被告と内線関係にあり、かつ部下であったこと、

被告はこの事業の収益に関し確固たる収入源として財務上大きな関心を有していたこと、

被告はリース・ペアホルストと売春婦たちとの関係と言ひ訳しているが、その関係はまさに被告の命令によって生じた関係であったこと、に配慮し、

のことから、その支配力及び、臨時軍法会議がその経験から承知している日本人の部下との関係、特に部下が異人種である場合の関係についての見解を踏まえれば、被告は第一義的に「サクラクラブ」における売春婦の待遇に全面的責任を有することに配慮し、

これらの事実は、戦時下の法律、慣習を侵害するものであり、戦争中敵国日本の国民により犯されたものでありまた「強制売春」という戦争犯罪に属し、被告は故に1946年官報NO. 44第1条(第7項)の罪状に關し有罪と宣言され、判断されるものとみなされることに配慮し、

被告に課せられる刑に鑑み犯された犯罪はきわめて重大であることに配慮し、

その罪は今後の状況により更に重くなるであろうということ、

「サクラクラブ」で働いた女たちは、日本と戦争中ということもあり一般に貧しい困難な環境にあったが、その彼女らを働かせたこと、

被告は売春宿に12歳、14歳というきわめて若い少女を引き取っていたこと、

被告は「サクラクラブ」から相当の所得を得ており、それにより被告は内線のリース・ペアホルストと疊かな生活をしていたこと、

「サクラクラブ」では売春婦たちが、きわめて高い所得を生むために大変厳しい仕事を義務付けられていたこと

軍法会議はこれらの事実を考慮し、被告の罪状に対し、10年の刑が妥当であると配慮し、

既に検討された法律の他に、1946年官報NO. 45第4条にも注目し、

法の名のもとに

齊地賛雄の罪状は同人に對し明らかにされた事實から法律上慣習性のあるものと證明されたと宣言し、

故に同人は戦争犯罪（強制労働）を犯したものと宣言し、同人に對し10年の禁固刑を宣告する。

1946年10月25日、裁判官 J. H. ベーター大佐、・・・・・・の在席のもと、以下終了し、
まとめられ、1946年11月11日確認された。

以上を認めて

裁判長 (署名)